

令和 6 年第 7 回定例会

江東区教育委員会会議録

令和 6 年 7 月 26 日 (金)

江東区教育委員会

# 令和6年第7回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和6年7月26日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和6年7月26日（金）午前10時15分
- 3 開会場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、本田和恵（教育長職務代理者）、  
安部敏啓、鈴木清人、淺野美智子
- 5 出席職員 青柳教育委員会事務局次長、  
梅村教育委員会事務局参事 深川図書館長事務取扱、瀧澤庶務課長、  
西尾学校施設課長（整備担当課長兼務）、佐久間学務課長、  
金指指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、  
木内教育支援課長（教育センター所長兼務）、大田地域教育課長、  
吉木江東図書館長、篠崎青少年課長
- 6 報告事項  
(1) 令和7年二十歳のつどいの開催について ほか
- 7 審議概要
- 本多教育長 それでは、ただいまより令和6年第7回江東区教育委員会定例会を開会いたします。
- 本日の会議について傍聴したい旨1名の申出がありました。江東区教育委員会傍聴規則により傍聴を認めますので、事務局は速やかに傍聴人を入室させてください。
- (傍聴人入室)
- 本多教育長 本日の会議録署名委員を御指名いたします。浅野委員、本田委員にお願いいたします。
- それでは、これより報告事項に入ります。
- 初めに、報告事項1 令和7年二十歳のつどいの開催についてを説明願います。
- 青少年課長。
- 篠崎青少年課長 それでは、令和7年二十歳のつどいについて御説明をさせていただきます。
- まず、1の期日につきましては、記載のとおり、令和7年1月13日月曜日、成人の日にティアラこうとうにて開催をさせていただきます。
- 次に、2の会場及び3の主催者につきましては、記載のとおりでござ

います。

次に、4の対象者は、平成16年4月2日から平成17年4月1日の出生者で江東区に住民登録をされている方で、外国人の方を含み、令和6年5月31日現在、4,316名の対象者となってございます。

次に、5の開催方法につきましては、今年度も会場内外の混雑を回避するため4部制で実施をさせていただきます。なお、今年度は、午前の部を城東地区、午後の部を深川地区として執り行いをさせていただきます。

最後に、6の周知方法についてでございますが、10月1日号、1月1日号の区報で周知をするほか、区ホームページ、SNS、スマートニュースで広く周知を図ってまいります。また、式典の招待状の通知につきましては、12月上旬頃の発送を予定してございます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上となります。

本多教育長 本件について質疑願います。

安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。特にこちらについては、問題は感じないんですけども、ティアラこうとうが将来的に改修に入るというふうに聞いていたので、次年度以降でそれに関係するかしないか。するのであれば、どこを、もうそろそろ、もし検討しているところがあれば、言える範囲であれば教えていただければ。

本多教育長 青少年課長。

篠崎青少年課長 ティアラこうとうの改修ということで、ティアラこうとうの改修は令和8年度の開始になりますので、令和9年1月の二十歳のつどいが改修工事でできないということになってございます。それにつきまして、今現在、臨海部はじめ、今いろいろなところを調査してございますので、その辺につきましては今年度中に決定できるよう、今進めているところであります。特に改修に関しまして、今年度の開催に関しては、特段影響はないものというふうになっております。

以上でございます。

本多教育長 安部委員、よろしいでしょうか。

安部委員 はい。

本多教育長 ほか、いかがでしょうか。

私のほうから。ここに内容は書いてないですけれども、検討中かと思

いますけれども、今回、内容について変更があるとか検討していることとか何かございますか。

青少年課長。

篠崎青少年課長 今の時点では、昨年と同じような感じでやる予定でございますので、特段の変更点はないというふうになってございます。

以上でございます。

本多教育長 分かりました。寒い時期なので、天候が気になるところではありますけれども、いい天気に実施できればというふうに思っております。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

なお、青少年課長につきましては、他の公務のため、ここで退席いたします。

篠崎青少年課長 ありがとうございました。

本多教育長 続いて、報告事項2でございますけれども、報告事項2につきましては、調査継続中の事案に係る報告のため、秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、報告事項2は秘密会といたします。

以上で、傍聴案件の審議が終了いたしましたので、傍聴人の方は事務局の指示に従い、御退室願います。

(傍聴人退室)

本多教育長 それでは、報告事項2 いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る発生についてを説明願います。

#### — ※報告事項2：秘密会につき非開示 —

本多教育長 それでは、本報告を終了いたします。

なお、秘密会の会議録につきましては、教育委員会会議規則第31条の規定により非開示といたしたいと存じます。

それでは、以上をもって令和6年第7回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。